

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医等の登録（保険課）
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整
が行われることがある旨の告示（商工指導課）
土地改良区の役員の退任（農村整備課）

土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課）

土地区画整理組合の解散の認可（〃）

開発行為に関する工事の完了（二件）（〃）

◇ 公 告

保母試験の合格者（児童家庭課）
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（土地保安課）

告 示

鳥取県告示第六百四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機
関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及
び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条
の規定により告示する。

平成三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
齊藤源頭	鳥医第四、三四一号	平成三年七月二十二日
矢島浩樹	鳥医第四、三四二号	"
斎藤慎爾	鳥医第四、三四三号	"
堀 伸二	鳥医第四、三四四号	"
丸山裕之	鳥医第四、三四五号	"
森本裕子	鳥医第四、三四六号	"
萬木暁雄	鳥医第四、三四七号	"
植田俊幸	鳥医第四、三四八号	"
高瀬伸明	鳥医第四、三四九号	"

鳥取県告示第六百四十二号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称 柏木 甫 柏木 一己	建物の名称 ホームセンタージュン テンドー上道店	建物の所在地 境港市上道町三三四三外
-----------------------------	--------------------------------	-----------------------

鳥取県告示第六百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 松本守章 西伯郡名和町大字東坪八三四

平成三年三月八日退任

鳥取県告示第六百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市両三柳土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 組合の名称
米子市両三柳土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成三年九月六日から平成十三年三月三十一日まで
- 三 施行地区
米子市両三柳字三保向ヒの一部
- 四 事務所の所在地
米子市加茂町一丁目一 米子市都市開発部区画整理課内
- 五 設立認可の年月日
平成三年九月二日
- 六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

米子市役所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第六百四十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、倉吉市秋喜第二土地区画整理組合の解散を平成三年九月三日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年七月二日 鳥取県指令受都計三一二第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字切貫谷道西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎六丁目五十一六
株式会社大島ハウス

代表取締役 大島巧作

鳥取県告示第六百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年八月二日 鳥取県指令受都計三一二第二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市美吉字谷ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市美吉二五七―二

田淵立身

公 告

平成 3 年 8 月 5 日から同月 8 日までの間に実施した保母試験の合格者は、次のとおりである。

平成 3 年 9 月 6 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

西河本	貴子	吉田	恵美子	安田	基純
小幡	香住	逢坂	幸世子	河原	昌陽
石野	知奈美	西川	真千子	谷綿	子美
前田	尚美	岩澤	佐々木	木梅	南
中村	登貴子	小西	郷直	木條	明
北林	玲子				

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 38 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 3 年 9 月 6 日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
初心者講習	平成 3 年 10 月 17 日	午前 10 時 30 分から 午後 4 時 00 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎地下 1 階第 4 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者	
	平成 3 年 10 月 11 日	午後 1 時 30 分から 午後 4 時 00 分まで	米子市樫町一丁目 151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者	
経験者講習	平成 3 年 10 月 28 日	午後 1 時 30 分から 午後 4 時 00 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁県議会議棟 3 階 大会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者	

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の

用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考查

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）